

## 公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付に関する調査結果について

### 「調査概要」

平成30年8月6日に実施された第76回提案募集検討専門部会の関係省庁ヒアリングにおいて各公立大学法人が所有する土地等の第三者貸付に関する具体的な計画内容やニーズ等を把握するための実態調査の必要性が指摘されたことを踏まえ、調査を行った。

- 調査対象・・・全公立大学法人（75法人90大学等（80大学・8短大・2高専））
- 調査期間・・・平成30年9月3日～9月19日
- 調査内容・・・土地等の第三者への貸付に対するニーズとその具体的な計画内容及び本提案に対する賛否（別添参照）
- 回答方法・・・各公立大学法人において回答案を作成後、設置自治体の地方分権担当課の合議を得た上で、各公立大学法人から文科省・総務省・内閣府の三者それぞれにメールで回答

### 「調査結果」

#### I 土地等の第三者への貸付に対するニーズ

⇒ ニーズ「有」として7法人から回答があったものの、現行法で対応可能なものや具体的な内容となっていないものであった。  
(法改正が必要なニーズはなかった。)

#### II 国立大学法人と同様の法改正を行うことに賛成か反対か

- ⇒ 75法人中35法人が「賛成」と回答。(46.7%)
- "    30法人が「どちらかといえば賛成」と回答。(40%)
- "    10法人が「どちらともいえない」と回答。(13.3%)

### 「調査結果を踏まえた総務省・文部科学省の考え方」

- 法改正が必要となるニーズについて全公立大学法人に対して内閣府地方分権推進室と連名で調査を行ったところ、該当するニーズはなく、全て現行法制度上対応可能なものであったことから、現段階においては法改正を行う必要はないと考える。ただし、来年度以降も、法改正の必要性を把握するために、内閣府地方分権推進室とともにニーズ調査を行ってまいりたい。
- 現行法制度上可能な貸付について、法解釈について、法解釈についての通知を发出するなど、各公立大学法人に対して周知徹底を図ることとしたい。

#### 【参考（二次回答）】

- 提案団体からの提案内容や、提案募集検討専門部会からのヒアリングを踏まえ、平成30年9月3日付事務連絡において、各公立大学法人に対して土地等の第三者への貸付けに関するニーズ調査を実施したところである。(締切：9月19日)
- 本調査結果を踏まえ、関係省庁と連携の上、法改正を含めた対応策について検討してまいりたい。
- なお、提案団体から支障事例として指摘のあった、教職員や学生などの福利厚生施設としてのコンビニ設置については、大学の設置・管理に「附帯する業務」（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第7号）として現行法上も認められている旨を周知徹底してまいりたい。

## (参考) 国立大学法人における土地等を貸し付ける場合の取り扱いについて

国立大学法人に対して以下の事務連絡を発出し、国立大学法人法第22条第1項各号（国立大学の業務の範囲等）に規定されている業務を行うにあたって可能な土地等の貸付について、周知している。

(関係箇所一部抜粋)

事務連絡  
平成29年3月1日

各国立大学法人担当課  
各大学共同利用機関法人担当課 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部計画課  
高等教育局国立大学法人支援課  
研究振興局学術機関課

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の土地等を貸し付ける場合の取り扱いについて

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（以下「土地等」という。）の取扱いについては、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の土地等の貸付等について」（平成20年9月24日付け事務連絡。以下「20年事務連絡」という。）において示してきた通り、その貸付け等は、各国立大学法人等において、学内規程等に定める一定の条件に基づく適正な管理の下で、自主的に判断がなされてきたところである。

このたび、第190回国会において国立大学法人法の一部を改正する法律（平成28年法律第38号。以下「改正法」という。）が平成28年5月に成立したことを受け、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第34条の2において、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てるため、教育研究活動に支障のない範囲に限り、文部科学大臣の認可を受け、土地等を第三者に貸し付けることも可能となりました。

その文部科学大臣の認可にあたっては、「国立大学法人法第三十四条の二における土地等の貸付けにかかる文部科学大臣の認可基準について」（28文科高第1002号。平成29年2月21日付け高等教育局長・研究振興局長通知）において、文部科学大臣決定の「国立大学法人法第三十四条の二における土地等の貸付けにかかる文部科学大臣の認可基準」としてお示したところである。

今般の法改正も踏まえ、改めて国立大学法人等の土地等の貸付けに関する考え方の整理を別添の通り取りまとめましたので、各国立大学法人等において御留意いただようお願いいたします。

(中略)

### 3. 貸付けの内容が、法第22条第1項各号又は第29条第1項各号の業務規定の範囲内のものであること又は当該業務に關係するもの（※）H28年改正前においても貸付が可能であったもの

貸付けの内容が、法第22条第1項各号又は第29条第1項各号に規定される国立大学法人等の業務の範囲内のものであること又は当該業務に關係するものである場合は、国立大学法人等において、学内規程等に基づく適正な管理の下で、自主的に判断すべきものである。

また、国立大学法人等が土地等の貸付けを行う際の貸付料等については、その額の算定や徴収方法については、民間の土地等賃貸取引表例等を参考にし、適正な額及び方法を国立大学法人等と貸付相手方との貸付契約において定めるものである。

法第22条第1項各号又は第29条第1項各号に規定される国立大学法人等の業務の範囲内のものであること又は当該業務に關係するもの可能な範囲としては、次に掲げるような場合が考えられる。

#### (1) 国立大学法人等の業務を行う場合等に、国立大学法人等以外の者に土地等の貸付けを行う場合

国立大学法人等が、法第22条第1項各号又は第29条第1項各号に規定されている業務を行う（国立大学法人等以外の者に委託して行う場合を含む。）に当たって、国立大学法人等以外の者に施設の建設・運営を行わせることが効率的・効果的である場合等には、国立大学法人等の土地等を国立大学法人等以外の者に貸し付け、当該施設の建設・運営を行わせることができる。

【貸付けが可能な事例】

- ・職員、学生又は附属病院における入院患者（以下「職員等」という。）のため、食堂、売店、理髪店、保育所その他職員等が直接利用することを目的とする福利厚生施設を設置する場合
- ・教育研究活動の遂行上その必要が認められる場合で、職員等又は当該国立大学法人等に来学する多数の者が利便を受けると認められる場所に、現金自動預払設備を設置する場合
- ・教員等の特許権を扱う技術移転機関（承認TLO）又は学友保有の特許権を取扱う機関（認定TLO）にその事業の用に供するために施設を貸し付ける場合
- ・研究成果を活用した事業（当該事業に係る創業の準備を含む。）を行う中小企業又は個人に当該事業の用に供するために施設を貸し付ける場合

#### (2) 国立大学法人等が業務を行うにあたって使用している土地等の一時的に使用していない一部を、国立大学法人等以外の者に貸付けを行う場合

国立大学法人等が業務を行うにあたって使用している土地等であるものの、その一部を一時的に使用していない場合には、国立大学法人等の本来業務に支障が生じず、国立大学法人等の業務に關係する用途に使用するのであれば、国立大学法人等以外の者に対し、当該使用していない部分の貸付けを行うことができる。

このような整理の下で、国立大学法人等が土地等の貸付けを行うことができる対象としては、以下のものが考えられるが、個々の貸付けの是非については、各国立大学法人等において適切に判断すべきものである。

【貸付けが可能な事例】

- ・職員等のために建設した駐車場について、一時的に使用していない空き部屋等を、職員等以外の者に貸し付ける場合
- ・学生寮や職員宿舎等について、一時的に使用していない空き部屋等を、職員等以外の者に貸し付ける場合

※なお、電気施設、水道施設又は駅等の公共施設の全部又は一部を国立大学法人等の敷地内に設置しなれば公益を害すると認められるようなやむを得ない事情がある場合には、国立大学法人等は、当該公共目的の内容、規模及び必要性等を勘案し、本来業務に支障が生じないことを前提として、当該国立大学法人等の土地等の貸付けを行うことができる。

## 公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を 可能とするための規制緩和について

参考資料  
(平成30年8月6日一次ヒアリング提出資料)

### 「公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付について（現行規定）」

- 公立大学法人における土地等の所有財産の貸付けは、地方独立行政法人法第70条に基づき、業務を行うにあたり必要とされる場合には現行法上でも認めているところであり、「具体的な支障事例」にあるコンビニの設置についても、業務に支障がない場合に限り、第三者へ土地を貸し付け、教職員や学生などの福利厚生などの施設として設置することは認められる。（一次回答より）

【参考1】地方独立行政法人法（平成15年法律第111号）（抄）  
（他業の禁止）

第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

### 「提案団体が求める措置の具体的な内容」

公立大学法人法の改正に伴い、平成29年4月より、国立大学法人においては、文部科学大臣の認可を受けて、土地等の第三者貸付が可能となっている（国立大学法人法第34条の2）ことから、公立大学法人においても国立大学法人と同様に資産の有効活用を図り、その対応を教育研究水準の一層の向上に充てることのできるようするため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの

【参考2】国立大学法人法（平成15年法律第112号）（抄）  
（土地等の貸付け）

第三十四条の二 国立大学法人等は、第二十一条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であつて、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。



国立大学法人の業務に関わらない使用として、将来的に大学で使用予定はあるものの  
当面使用が予定されていない土地等を、第三者に貸し付けることができるようにしたもの

（平成29年4月1日施行）

＜具体的な貸付け例＞

- ・キャンパス内の施設の1フロアを、民間業者のオフィスとして貸付け
- ・老朽化した職員宿舎を解体した後の土地を、駐車場の運営のために民間業者に貸付け 等

### 「提案内容に対する総務省・文部科学省の考え方」

- 現行法上認められていないその他の具体的な支障事例が存在するということであれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係省庁と連携の上、改善策について検討する。（一次回答より）

事務連絡  
平成30年9月3日

各公立大学法人事務担当課 御中

文部科学省高等教育局大学振興課  
総務省自治財政局財務調査課  
内閣府地方分権改革推進室

公立大学法人の所有する土地等の第三者への貸付に関する調査について（依頼）  
（平成30年地方分権改革に係る提案募集に関する調査について）

平素より高等教育行政の推進に御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

今般、内閣府地方分権改革推進室が実施する地方分権改革に関する提案募集において、指定都市市長会より公立大学法人の所有する土地等の第三者への貸付を可能とするための規制緩和（別添「提案個票」参照）について提案がありました。

この提案については、平成30年8月6日に実施された第76回提案募集検討専門部会において、実態調査の必要性を指摘されたところです。

については、各公立大学法人が所有する土地等の第三者貸付に関する具体的な計画内容やニーズ等を把握させていただきたく、別添の調査票について、現時点で分かる範囲で記入いただき、下記の方法にて御回答願います。

御多忙のところ大変恐縮ですが、御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

#### 記

- 回答期限：平成30年9月19日（水）
- 回答方法：各公立大学法人において回答案を作成後、設置自治体の地方分権担当課の合議を得た上で、各公立大学法人から以下三者に添付するエクセルファイルをメールで提出してください。
- 提出先：（文部科学省大学振興課メールアドレス）  
：（総務省財務調査課メールアドレス）  
：（内閣府地方分権改革推進室メールアドレス）
- Excel シートのファイル名は、「【NO 大学等名】公立大学法人の所有する土地等の第三者への貸付に関する調査」としてください。  
（例）【00 文科大学】公立大学法人の所有する土地等の第三者への貸付に関する調査
- メールの件名は、「【NO 大学等名】公立大学法人の所有する土地等の第三者への貸付に関する調査（回答）」とし、調査票のExcel データを送信してください。

○その他

・本依頼内容については、別途総務省財務調査課から各自治体の公立大学担当課へ、内閣府地方分権改革推進室から各自治体の地方分権改革担当課にも連絡しています。

・調査結果については、今後の地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会等で公表（団体名は非公表）することがあります。

※なお、具体的な提案内容については、内閣府HPの「第76回提案募集検討専門部会」の配布資料等をご参照ください。

(参考URL)

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/teianbukai76gijishidai.html>

(本件連絡先)

○土地等の第三者貸付に関すること

文部科学省高等教育局大学振興課公立大学係

電話：03-5253-4111(内線 3370)

○地方独立行政法人に関すること

総務省自治財政局財務調査課

電話：03-5253-5111 (内線 23478)

○地方分権改革に係る提案募集に関すること

内閣府地方分権改革推進室

電話：03-5253-2111 (内線 46427)

## 公立大学法人の所有する土地等の第三者への貸付に関する調査

※回答の際は、下記の注意事項をご確認の上、ご回答ください。なお、該当する事案がない場合も(1)を「無」と選択し、(3)及び(4)についてご回答ください。

大学等番号	
大学等名	

公立大学法人担当者連絡先	
所属部署・役職	
担当者氏名	
連絡先	電 話
	メー ル
地方分権担当者連絡先	
所属部署・役職	
担当者氏名	
連絡先	電 話
	メー ル

### (1)貴学が所有する土地等の第三者への貸付に対するニーズ

←プルダウンから選択してください。

①有 ②無

### (2)その具体的な計画内容(上記で「有」と回答した法人のみ回答願います。)

#### 【注意事項】

①ここで言う「土地等の第三者への貸付」とは、国立大学法人法第34条の2に規定する内容と同様の貸付のことです。

(参考:国立大学法人法(抄))

第三十四条の二 国立大学法人等は、第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であって、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

→国立大学法人法の改正により、平成29年4月より国立大学法人においては、大学の教育研究水準の一層の向上のために必要な経費に充てるために、文部科学大臣の認可を受ければ、国立大学法人の業務に関わらない用途として、将来的に大学で使用予定ではあるものの、当面使用が予定されていない土地等を、第三者に貸付けることが可能になりました。(公立大学法人においては、地方独立行政法人法第70条に規定する附帯業務の範囲内で行う貸付のみ認められており、業務に関わらない用途での土地等の貸付を行うことはできません。)

#### 【国立大学法人法改正により今後想定されるケース】

- ・民間事業者が国立大学法人から借りた土地の上に建物を建設し、その建物を他の事業者へ貸し付けてテナントとして入居させる。
- ・民間事業者が国立大学法人からキャンパス内の既存施設を借りてオフィスや店舗として利用する。
- ・民間事業者が国立大学法人から借りた土地に学外者が主に使用する駐車場を設置する。(駐車場事業者に土地を貸付け賃貸収入を得る。)

②「(2)その具体的な計画内容」には、可能な限り、貸し付ける土地等の場所、貸付予定期間、貸し付ける土地等の使用用途、貸付予定期間終了後の使用用途などを記入してください。

③「(2)その具体的な計画内容」は、現在だけでなく、過去に計画していたものも含めてご回答ください。

### (3)本件提案に賛成か反対か

←プルダウンから選択してください。

①賛成 ②どちらかといえば賛成 ③どちらともいえない ④どちらかといえば反対 ⑤反対

※本件項目は追加共同提案団体の照会とは無関係です。

### (4)そのように考える理由

調査は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

305

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

国立大学法人法の改正に伴い、平成 29 年 4 月より、国立大学法人においては、文部科学大臣の認可を受けて、土地等の第三者貸付が可能となっている(国立大学法人法第 34 条の 2)ことから、公立大学法人においても国立大学法人と同様に資産の有効活用を図り、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることのできるようにするため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの

具体的な支障事例

公立大学は、国立大学と並び我が国の高等教育にとっては欠かせない重要な存在となっており、今後、我が国の教育研究水準の一層の向上に取り組むためには、公立大学における教育研究活動の充実とそのための財政基盤の強化が必要である。

そのような中で、国立大学法人は、法改正により資産の有効活用を図ることができるようになり、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることのできるようになった。一方、公立大学法人は、地方独立行政法人法第 70 条により、「大学の設置及び管理」及び「これに附帯する業務」以外の業務を行ってはならないとされている。

ある公立大学では、資産の有効活用及び福利厚生の実現を目的として、キャンパス内の土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニの設置を検討したが、地方独立行政法人法第 70 条の「附帯する事業」の範疇ではないため、その設置ができない状況にある。

この現状では、国立大学法人には認められている、資産の有効活用(土地の第三者への貸し出し等)による自己収入の確保が困難であり、教育研究水準の一層の向上に取り組もうとしている公立大学法人の自主・自律的な運営を阻害している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となることで、各公立大学の強みや特色を生かした取組を行うために必要な財政基盤の強化が図られ、公立大学法人の自主性・自律性の高い運営による教育研究水準の一層の向上が期待できる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第 21 条第 2 号・70 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、高崎市、金沢市、岐阜市、愛知県、大阪府、岡山県、下関市、山陽小野田市、北九州市、宮崎市、沖縄県

○直近の法改正(H30.4.1 施行)により、地方独立行政法人に対して運営費交付金の使用に係る努力義務(留意事項)が新たに課されるなど、財源の適切かつ効率的な使用が求められているなか、法人資産の適正な管理のもと、経営的視点に基づき資産の有効な活用を図ることは、収入源の多様化に繋がり、法人の経営基盤の強化に資すると考える。

○本件について国立大学法人と公立大学法人で制度上の差異があることに合理性が見出せない。

#### 各府省からの第1次回答

○ 公立大学法人における土地等の所有財産の貸付けは、地方独立行政法人法第70条に基づき、業務を行うにあたり必要とされる場合には現行法上でも認めているところであり、「具体的な支障事例」にあるコンビニの設置についても、業務に支障がない場合に限り、第三者へ土地を貸し付け、教職員や学生などの福利厚生のための施設として設置することは認められる。

○ 現行法上認められていないその他の具体的な支障事例が存在するということであれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係省庁と連携の上、改善策について検討する。



## 提案の概要

### 【熊本市提案】

○廃棄物処理法第15条の2の5について、石膏ボードの破碎施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求め。

### 【袋井市提案】

○行政代執行による一般廃棄物の処分に限り、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16に鉛を含むブラウン管ガラス等の溶融処理を可能とする改正を求め

## 環境省からの1次回答概要

○法第15条の2の5の特例措置は、既に産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設に関し、許可手続の合理化措置として、あらかじめ都道府県知事に届け出たときは一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とするもの。

○産業廃棄物である石膏ボードの破碎施設及びブラウン管ガラスの溶融施設は、所要の手続を経て産業廃棄物処理施設設置許可を取得しているという状況ではないところ、一般廃棄物を処理するにあたっては、生活環境の保全等の目的に鑑み、本来必要な設置許可を必要としている。

○なお、災害廃棄物の処理を迅速に進めるため、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、都道府県知事への届出で足りることとしている（法第9条の3の3）。

## 一次回答を踏まえた提案団体等からの見解

### 【熊本市提案】

- 法第9条の3の3が実際に活用できるようにする上で、各自治体が事前に条例制定を行う必要があるのは、迅速な対応の支障となる。
- あらかじめ法令で必要な事項を一律に定めたいうえで、別途定めるべき事項が他であれば各自治体において定めるといった、不測の緊急事態への対応が可能な制度とすべき。

### 【袋井市提案】

- 地方自治体がやむをえず行政代執行を行った場合等において、産業廃棄物の中間処理施設に一般廃棄物の処理を委託した際には、一般廃棄物処理施設の設置許可を不要、あるいは、生活環境影響調査等を不要とすべき。
- 法第15条の産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設であっても、同条の許可を取得した施設とみなし、同法第15条の2の5の特例の対象への追加するべき。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 法第15条の産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設であっても、一定の安全適正な処理が可能な施設と考えられることから、産業廃棄物処理施設の設置許可を取得しているものとみなして、上記特例の対象に追加できないか。
- 法第9条の3の3が実際に活用できるようにする上で、各自治体が事前に条例制定を行う必要があるのは、迅速な対応の支障となる。あらかじめ法令で必要な事項を一律に定めたいうえで、別途定めるべき事項が他であれば各自治体において定めるといった、不測の緊急事態への対応が可能な制度とすべき。

### ご指摘を踏まえた環境省の対応

○非常災害により発生した廃棄物を円滑に処理するため、廃棄物処理法は特例措置（法第9条の3の3）を講じており、当該措置を利用することにより、一般廃棄物である災害廃棄物について、既存の産業廃棄物の処理施設における処理が可能。



○当該特例制度が活用できるよう、全国の担当課長会議の場や地域ブロック協議会等の様々な場を積極的に活用し、既に制定されている条例の例等も示しながら、地方自治体において条例が制定されるよう、周知・助言等を行う。

○廃石膏ボード等の処理が可能な施設の状況や受入れに当たっての留意事項、当該施設の所在する市町村における条例策定状況等を平成31年度中に調査し、とりまとめた情報を地方自治体等に提供するなど、環境省として必要な支援に取り組む。



○さらに、適正処理の円滑な推進の観点から、調査結果に基づいて、必要に応じて有識者や関係団体等からの意見聴取を行った上で、必要な対応を検討し、条例制定の負担軽減も含め、必要な措置を講ずる。

※袋井市提案の内容は個別性が高いため、当該廃棄物の適正処理に向けて、提案団体と協議していく。